

価格以外の評価内容の確保

価格以外の評価項目の内容が満足できない場合の措置は以下のとおりとする。

- (1) 価格以外の評価項目の内容を担保するため、評価項目の内容に著しい差異があるときは、契約約款第46条第1項第4号による契約解除を行うことができるものとする。
- (2) 虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとする。
- (3) 森林整備業務成績等簡易型における価格以外の評価点を再計算し総合評価点が変わらないように減額変更する。
ただし、次の場合は減額変更を行わない。
 - ア 技術者が死亡した場合
 - イ 発注者の指示により、価格以外の評価内容の確保が困難になった場合
- (4) 森林整備業務成績評定においてマイナス評価とする。